

あま社協ホームヘルプサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が開設するあま社協ホームヘルプサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定訪問介護、指定専門型訪問サービス及び指定標準型訪問サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護福祉士、訪問介護員研修の修了者及び生活支援サポーター（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、尼崎市、尼崎市地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 上記のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第52号）」「尼崎市訪問型サービス（第一号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を遵守する。

（センターの名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

（1）名称 あま社協ホームヘルプサービスセンター

（2）所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24-5 尼社協ほっと館

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

（2）サービス提供責任者：6名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定専門型訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪

問介護計画及び訪問型サービス計画の作成・変更等を行う。

(3) 訪問介護員等：60名以上

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、1月1日から1月3日までを除く毎日とする。

但し、訪問介護員等の派遣は、利用者の必要性に応じて

1月1日から1月3日についても派遣を行なうものとする。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

但し、訪問介護員等の派遣時間は、午前7時から午後9時までとする。

(3) 上記の営業日外、営業時間外は、留守番電話により相談を受け翌日の営業日に対応する。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合証に基づいた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 指定専門型訪問サービスの内容は次の通りとし、指定専門型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、尼崎市長が定める基準によるものとし、当該指定専門型訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合証に基づいた額とする。

①訪問型サービス費（Ⅰ）・・・1週に1回程度

②訪問型サービス費（Ⅱ）・・・1週に2回程度

③訪問型サービス費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

3 指定標準型訪問サービスの内容は次の通りとし、指定標準型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、尼崎市長が定める基準によるものとし、当該指定標準型訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合証に基づいた額とする。

①標準型訪問サービス費（Ⅰ）・・・1週に1回程度

②標準型訪問サービス費（Ⅱ）・・・1週に2回程度

③標準型訪問サービス費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

4 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

5 交通費について第8条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、実費の額を徴収する。

- 6 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員は、指定訪問介護、指定専門型訪問サービス及び指定標準型訪問サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護、指定専門型訪問サービス及び指定標準型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、尼崎市、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護、指定専門型訪問サービス及び指定標準型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

(暴力団の排除)

第10条 事業者及び管理者、職員は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 11 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第 11 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

（衛生管理等）

第 12 条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（2）センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

※第 12 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

（その他運営に関する留意事項）

第 13 条 センターは、職員の質的向上を図るため採用時研修及び継続研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後 1ヶ月以内

（2）継続研修 随時実施

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 センターは、当該サービス提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

5 センターは、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止す

るための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

付 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成12年11月1日から施行する。

付 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

付 則

この規程は平成15年10月1日から施行する。

付 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成16年7月1日から施行する。

付 則

この規程は平成16年8月19日から施行する。

付 則

この規程は平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成20年10月1日から施行する。

付 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和元年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。